

事業主のみなさまへ

令和5年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は

6月1日から7月10日までです。

(電子申請・郵送による提出もできます)

令和5年度の労働保険年度更新の手続きは、6月1日から7月10日までの間に行っていただくこととなります。

労働保険(労災保険・雇用保険)の確定保険料は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの賃金総額に保険料率を乗じて得た額により算定します。

概算・確定保険料の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署で受付けておりますが、最寄りの金融機関(日本銀行歳入代理店)・郵便局(ゆうちょ銀行)等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口に提出して下さい。

(労働保険の申告等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります)

なお、申告書作成の結果、納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合、また、申告書以外の添付書類については、金融機関でのお取扱いができませんので、栃木労働局又は所轄の労働基準監督署へ提出して下さい。

本年度の変更点

◇ 雇用保険の料率改定について

令和5年4月1日より、雇用保険の保険料率が改定されました。

また、雇用保険の確定保険料については、令和4年4月1日～令和4年9月30日と令和4年10月1日～令和5年3月31日の期間で保険料率が異なりますのでご注意ください。

労災保険の保険料率に変更はありません。

労働保険の手続きは、カンタン・便利な電子申請で!

★ いつでもどこでも手続き可能!

★ 簡単・スピーディに申請!

★ ムダなコストも削減!

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)

問合せ先: 栃木労働局 総務部 労働保険徴収室(028-634-9113)、労働基準監督署・公共職業安定所までお願いします。

栃木労働局労働保険徴収室